

大分県食肉衛生検査所データフィードバック実施要領

(目的)

第1条 この要領は、大分県食肉衛生検査所（以下「検査所」という。）のと畜検査データ（以下「と畜検査データ」という。）並びにと畜検査データに枝肉格付データを加えたと畜検査・枝肉格付データ（以下「と畜検査・枝肉格付データ」という。）の提供に関する手続き及び個人情報の適正管理に関し必要な事項を定め、健康で質の良い家畜の生産を促進し、県産食肉の衛生と品質の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領で「と畜検査データ」とは、検査所が行うと畜検査に伴う疾病に係る情報であり、次の各号に定めるものをいう。

- 一 個別家畜検査データ
- 二 生産者別日集計検査データ
- 三 生産者別月集計検査データ
- 四 生産者別年度集計検査データ
- 五 その他所属長が認めた検査データ

2 この要領で「枝肉格付データ」とは、枝肉の肉質に係る情報であり、次の各号に定めるものをいう。

- 一 牛：性別、個体識別番号、等級、歩留、肉質、枝肉重量
- 二 豚：性別、格付、背脂肪、枝肉重量、

3 この要領で「と畜検査・枝肉格付データ」とは、と畜検査データに枝肉格付データを加えた情報をいう。

4 この要領で「関係者」とは、次の各号に定める者をいう。

- 一 と畜申請者
- 二 生産者
- 三 家畜保健衛生所等県の行政機関
- 四 診療獣医師
- 五 その他検査所長が必要と認めた者

(と畜検査データ提供の手続き)

第3条 第2条第4項に規定する者がと畜検査データの提供を受ける場合は、「と畜検査データ提供願（第1号様式）」並びにと畜申請者及び生産者の同意を得る「と畜検査データ提供同意書（第2号様式）」を検査所長に提出しなければならない。

但、と畜申請者が当該データの提供について予め同意している場合は、と畜検査データ提供同意書の提出を省くことができる。

2 検査所長は、検査データの利用目的が生産者その他の関係者の権利利益を侵害するおそれがあると認めるときは、提供しないものとする。

(枝肉格付データの取扱いについて)

第4条 検査所は、枝肉格付データの提供を受け、と畜申請者及び生産者の同意を得て当該データの提供を行う。

なお、牛の枝肉格付データは全国農業協同組合大分県本部、豚の枝肉格付データは大分県畜産公社から提供を受けるものをいう。

(と畜検査・枝肉格付データ提供の手続き)

第5条 第2条第4項に規定する者がと畜検査・枝肉格付データの提供を受ける場合は、「と畜検査・枝肉格付データ提供願(第3号様式)」並びにと畜申請者及び生産者の同意を得る「と畜検査・枝肉格付データ提供同意書(第4号様式)」を検査所長に提出しなければならない。

但、と畜申請者が当該データの提供について予め同意している場合は、と畜検査・枝肉格付データ提供同意書の提出を省くことができる。

2 所長は、と畜検査・枝肉格付データの利用目的が生産者その他の関係者の権利利益を侵害するおそれがあると認めるときは、提供しないものとする。

(守秘義務)

第6条 と畜検査データ若しくはと畜検査・枝肉格付データの提供を受けた者は、個人情報の保護に関する法律の趣旨に即し、両データから知り得た情報を他に漏らし、または利用の目的以外に使用してはならない。

(関係者との協議)

第7条 第2条第4項の関係者と検査所は、必要に応じと畜検査データ並びにと畜検査・枝肉格付データの内容について協議を行う。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、この要領の運用に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この要領は、平成17年 9月 1日から施行する。

平成18年10月20日 一部改正。

平成20年 9月29日 一部改正。

平成25年 4月 1日 一部改正。

令和 3年 7月30日 一部改正。